「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」 委託仕様書

この業務仕様書は、青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会(以下「二県協」という。)が実施する「青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、二県協が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案を行おうとする者(以下「参加者」という。)に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

青森・岩手二県大阪アンテナショップ情報発信業務

2 委託業務の内容

青森・岩手二県大阪アンテナショップの認知度向上と、新たなファンの獲得等による 来店者数の増加を図るため、次の取組を実施するものである。

- (1) 年4回の大型セールに対し、各回両面カラーチラシを作成すること。
 - ① 両面共通事項としてセール内容及び店舗情報を記載し、片面で青森県産品紹介、片面で岩手県産取扱商品紹介すること。
 - ② B4 版両面カラー各回 80,000 部以上(新聞折込等に使用)、A4 版両面カラー各回 2,500 部(A4 版チラシは店頭配布用に作成し、デザインは B4 版に準ずる)また、B4 版 80,000 部を超える印刷枚数を提案できる場合は(2)と連動した配布部数を提案すること。
- (2)(1)で作成したチラシについて、大阪市を中心とした関西地域の消費活動に余裕がある世帯を中心に新聞折込、ポスティング等の効果的な情報発信を行うこと (内容を提案書に具体的に記載すること)。
- (3) 年4回の大型セールについて、下記の①及び②の広告を活用した情報発信を実施すること。(①は必須、②は任意)
 - ① 年 4 回の大型セールについて効果的な紙面媒体広告等(新聞折込紙面、フリーペーパー可)を行うこと。(内容を提案書に具体的に記載すること)
 - ② 若中年者層(40歳未満)へのWEB(スマートフォンからの誘導を想定)による広告を行うこと。(提案がある場合は、内容を提案書に具体的に記載すること)
- (4) 年 4 回の大型セールに対し、チラシデザインを活用した告知ポスター (B1 版) を作成すること (各回 5 枚)
- (5) 年4回の大型セールに対し、大阪梅田地区の各所においてデジタルサイネージ 広告を行うこと。(最低年2回以上。12月、3月セールは必須とする。掲出回数、 各回の掲出場所、掲出期間・回数びイメージ等を提案書に具体的に記載すること)
- (6)上記取組に付随して、アンテナショップの認知向上と新規ファン獲得による来

店者増を図るための企画を実施すること。(内容を提案書に具体的に記載すること)

- (7) 二県協と協議の上、(3) の内容に連動したアンケートを実施すること。
- (8) 報告書の作成

実施した内容について報告を行うと共に、実施結果を分析し、課題を把握の上、アンテナショップ認知度向上を図るための今後の方向性について提示すること。

3 留意事項

- ・業務の実施にあたっては、随時、二県協に進捗状況等を報告の上、協議をしつつ進めること。
- ・業務の実施にあたっては、二県協、アンテナショップと連携を図りつつ進めること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月25日(金)までとする。

※ただし、委託業務内容により、双方合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

5 成果品

(1) 提出物

実績報告書

- ・様式は任意とし、委託業務で実施した内容等を記載したもの。
- ・書面2部及び電子データを収録したCD-R等のメディアを提出すること。
- (2)納入場所

青森・岩手二県大阪アンテナショップ運営協議会(北東北三県大阪合同事務所内)

(3) 摘要

- ・成果品に関する著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)及び所有権等は、成果品の引渡しがあった時、全て二県協に帰属する。
- 委託者は、提出された成果品を委託者の判断で公開できるものとする。
- ・受託者は、二県協から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

6 その他留意事項

受託者は、本業務を円滑に実施し、かつ適正に管理するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 苦情、事故等事案報告

受託者は、本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は、速やかに二県協に報告し、その指示を受けること。

(2)協議事項

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、二県協と受託者とが協議の上、二県協の指示に従って業務を行うこと。